

～消費者注意情報～

荷受け代行アルバイトに注意!!

～知らない間に自分名義で契約されたスマホやサプリの代金を請求された!～

昨年秋に事業者が警察に逮捕され相談が減少していた「荷受け代行アルバイト」トラブルですが、平成29年5月より再び複数件の相談が寄せられ始めています。注意しましょう。

(平成29年5月26日)

相談事例

地域コミュニティアプリ[※]に、アルバイト募集情報が掲示されていたので、応募し担当者に会った。荷物を持ち主の代わりに受け取って、荷物を回収に来た人に渡すと1回数千円の報酬が得られる荷受け代行アルバイトだった。住所、氏名を確認する必要があると言われて免許証の提示を求められ、担当者はそれをカメラで撮影した。

その後、自分宛に複数の携帯電話会社からスマートフォンが届き、また複数の通信販売会社から健康食品や化粧品が届いた。自宅に荷物を回収に来た人に荷物を渡し、荷物の数に応じて5千円から1万5千円の報酬を受け取った。自宅に荷物を回収に来る人は毎回違う人だった。

2か月後に自分宛てに請求書が届き、おかしいと気付いた。アルバイト募集担当者の携帯電話に連絡をしたが、電話は既につながらなくなっていた。どうやら事業者が自分名義で様々な商品を購入し、代金は支払わずに商品だけ持っていったことにやっと気付いた。

携帯電話会社7社、通信販売会社20社から代金が請求されていて、総額は約100万円になる。とても払えない。
(20歳代 女性)

※地域コミュニティアプリとは?

地域情報の掲示板機能があり、直接会って不用品の売買をしたり、趣味の仲間を集めて地域で活動したり、得意なスキルを活かしたサービス提供で収入を得たりすることができるアプリです。その便利さから、副業やアルバイトを探している若者を狙った詐欺に利用される場合があります。

ココに注意! …東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ 「荷受け代行アルバイト」により、犯罪行為に加担してしまうことも!**

コンビニや郵便局留めで荷物を受け取れる時代に、一般の人が、見ず知らずの個人に受取代行を頼むことはありません。アルバイトの応募者から入手した身分証明書を悪用し、スマートフォン等を購入するための手口です。あなた名義で契約されたスマートフォンが犯罪に使われる可能性もあります。アルバイトという言葉にだまされないよう十分注意しましょう。

★ 名義人に支払い義務があります!

詐欺でだまされたといえども、あなた名義で契約した商品・サービスはあなたに支払い義務があります。請求書が届いたにもかかわらず、放置して代金を支払わないでいると、裁判を起さされる可能性もあります。減額交渉が可能な場合もあるようなので、だまされたとわかったらすぐに契約先に連絡しましょう。

★ 少しでもあやしいと思ったら、家族や知人に相談したり、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。